○**農林水産省告示第九百七十二号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
ＪＡ全農ミートフーズ株式会社食肉事業統括本部首都圏第一事業部　埼玉県戸田市早瀬一丁目十二番七号	ＪＡ全農ミートフーズ株式会社東日本営業本部北部支店　埼玉県戸田市早瀬一丁目十二番七号

○**農林水産省告示第九百七十三号**

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項並びに第百二十三条第一項第一号ロ並びに第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成三十年一月三十一日農林水産省告示第二百七十九号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成三十年一月三十一日農林水産省告示第二百七十九号の規定は、平成三十年産の水稲及び陸稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に適用するものとする。

○**農林水産省告示第九百七十四号**

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十三条第一項第二号の二口及び第二号の三口の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山木浦字平野岳二の二、二の四、二の五、二の一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字本谷甲四八六六、甲四八七一、甲四八七三の二、甲四八七五、字野副甲五〇八〇、甲五〇八一の一、甲五〇八二、甲五〇八三の三、甲五一二四の一、字永谷乙四四の一、乙五三の四、乙五三の七、乙二一三の七、字十九谷乙二九六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九百七十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字落合二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字内手一一八四の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町志子部字稗苅ヨリ白石迄六四六の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第九百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町鷲峰字古佛谷一〇の一、一〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備